

宜野座村立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和 8 年 4 月
宜野座村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的とし、働き方改革を通じて、教育職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

今後は、沖縄県の計画と連動して、教職員の長時間労働の是正やメンタルヘルス対策を含む労働安全衛生管理の充実等に取り組む必要があるため、本計画に基づき学校、教育委員会、保護者、地域が一体となって働き方改革を推進し、子ども達のための教育の質をさらに高めていく。

(2) 本村の現状

○ 本村では、令和6年6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「宜野座村立小・中学校の教職員の勤務時間の上限に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本村における学校事務職員等含む教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間超の割合	月 80 時間超の割合
小学校	月 32.23 時間	22.8%	0%
中学校	月 32.43 時間	28.1%	0.4%

○ 時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が、小学校・中学校においては、20%以上となっている。

○ 学校・家庭・地域が連携・協働し、働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組を推進することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

○ 「みんなの学校！ピースフル・プラン」の実施期間（集中取組期間）が、令和6年度から令和8年度までの3年間としている関係上、本計画は令和8年度版とし、令和9年度から令和11年度の3年間における本計画の取組内容等を令和8年度中に再検討する。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 か月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする
- イ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
- ウ 1 年間における時間外在校等時間の平均時間を年間 360 時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %まで減少させる
【R7 結果 7.7%】
- イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 6 5 以下とする（全国平均 100）
【R7 結果 77】
- ウ 「3 軸・6 視点」に関する質問 5 項目への肯定的な回答の割合 80%にする
【R7 結果 5 項目中 4 項目が 80%】
- エ 教職員自身の生活を充実させるために、計画的に有休を行使することを推奨する。

3. 計画の期間

令和 8 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

【学校以外が担うべき業務】

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間の見守りについては、保護者・地域住民が行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・毎月第 3 金曜日に「少年を守る日」として、各学校 PTA と連携し、夜間校外生活指導を実施する。

③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・各学校と連携し、円滑な業務遂行に努める。

⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校が専門家を活用できる環境を整備することにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

⑥ 調査・統計等への回答

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

⑬ 部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

⑮ 授業準備

⑯ 学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進し、事務負担を軽減する。

⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・こどもみらい課等の関係機関と連携を図り、支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定まで、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の電話は、留守番電話機能や録音機能で対応する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師による面接指導を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、毎年度初めに全職員へ周知する。
- ・ 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、村内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援にあたる人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本村で導入している校務支援（出退勤）システムで把握し、その他の目標については、本村で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会においては、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。